

名誉会員規程

（目的）

第1条 一般社団法人群馬県理学療法士協会（以下、「本会」とする）定款第5条に掲げる本会の名誉会員についてこの規程に定める。

（手続）

第2条 名誉会員資格の付与は総会の承認による。

(2) 前項の承認を行うに当たり、理事会は、25年以上にわたり本会に在籍し、理学療法の進歩と発展に顕著な功績が認められた65歳以上の会員のうち名誉会員候補者を総会に推薦することを決議する。

（待遇）

第3条 名誉会員は、本会が主催する学会・研修会・懇親会等すべての行事への参加を無料とする。

（任期）

第4条 名誉会員は、は次の場合を除き本会に在籍する限り前条の処遇を受けることができる。

- (1) 本人の申出による辞退
- (2) 本会の名誉を毀損したと理事会が認め、総会にて決議された場合

（年会費）

第5条 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

（委任）

第6条 この規程に定められていない事項及びこの規程の施行に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定めるものとする。

（規程の改廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この規程は、令和6年4月1日より施行する。
2. この規程は、令和7年12月1日から一部改正により施行する。